

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建設のためのサービス、その他技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算示達となされることを条件とします。また、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外です。

令和6年12月23日

国立大学法人旭川医科大学
学 長 西 川 祐 司

1 業務概要

- (1) 業 務 名 旭川医科大学福利施設改修設備設計業務
- (2) 業務内容 福利施設改修（延べ床面積：2,331 m²）に伴う、建物の内部・外部の電気設備および機械設備改修に係る建築設備設計業務
- (3) 履行期限 令和7年3月31日（月）
ただし、財政法上の定めによる繰越承認を得た場合については令和7年6月10日（火）まで延長予定である。
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本指針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体企業又は（2）に掲げる条件を満たしている設計共同体であること。

①単体企業

- 1) 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加格において、業種区分の「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。
- 2) 参加表明書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 3) 経営状況が健全であること。
- 4) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- 5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 6) 平成21年度以降に引き渡し完了した建物に係る新営又は改修工事における設計業務で、新営又は改修部分の延べ床面積が1,000 m²以上の公共の建物の電気設備および機械設備実施設計業務の実績を有すること。
- 7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②設計共同企業体

- 2 (1) ①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「旭

川医科大学福利施設改修設備設計業務に係る設計共同体としての登録を行っていること。

- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに関する認定状況
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに関する認定状況
 - ③ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性
 - ④ 課題についての提案
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

- (1) 担当部局
〒078-8510 北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
国立大学法人旭川医科大学事務局施設課施設企画係
電話 0166-68-2173
E-mail: sis-keiyaku@jimu.asahikawa-med.ac.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ・令和6年12月23日（月）から令和7年1月10日（金）までの9時00分から17時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
 - ・説明書の交付は、原則として当該法人の入札情報ページからのダウンロードによる交付とする。ただし、これによりがたい場合は（1）に問い合わせのこと。郵送による交付は行わない。
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
 - ・令和7年1月10日（金） 17時00分まで。
 - ・持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。上記期間内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。
- (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法
 - ・令和7年1月27日（月） 17時00分まで。
 - ・持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。上記期間内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、金融機関若しくは保険事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3 (1) に同じ
- (8) 記2 (1) ①1) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は記2 (1) ②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も記3 (3) により参加表明書を提出することができるが、記3 (4) の提出期間の最終日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 詳細は説明書による。

当該法人の調達情報（リンク） <https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shisetsu/nyusatujoyouhou.htm>